号外 2013/5/10





## 岐阜大学職員組合発行

〒501-1193 岐阜市柳戸 1 番 1 Tel. 內線 9552 Fax 058-230-1118 E-mail: kumiai@gifu-u.ac.jp HomePage: 岐阜大学職員組合(検索)



# 給与・退職金減額問題で、学長が団体交渉を「拒否」! 質問・要望へは「ゼロ回答」

【 給与削減の具体例(手取額・諸手当等込み) 】

教員(教授·59 歳·勤務 16 年)

減額前 (平成 24 年 6 月) 461, 452 円→減額後 (平成 24 年 7 月) 412, 520 円 (△48, 932 円)

教員(准教授・37歳・勤務 10年)

減額前 (平成 24 年 5 月) 335,804 円→減額後 (平成 24 年 8 月) 302,185 円 (△33,619 円)

昨年度および今年度における国立大学法人の運営費交付金の減額幅がほぼ確定しました(各年度7億7千万円)。賃下げ止むなしと判断するに至った具体的根拠を示せという私たちの要求に対し、これまで大学執行部は、運営費交付金額がはっきりしないので数値データが出せないと拒否していました。しかしいまや状況が変わり、きちんとした議論ができる条件が整ったといえます。

そこで私たちは、3月26日に改めて、「給与および退職金減額に関する団体交渉要求書」を提出しました(組合 HP に掲載)。団交要求はこれまでにも何度か提出していますが、今回の要求書がこれまでと違うのは、県労働委員会への不当労働行為救済の申立てを視野に入れている点です。

4月22日に、団体交渉要求書に対する文書での回答が組合に提示されました(裏面に掲載)。給 与減額の根拠となる運営費交付金の算出根拠など、具体的な数値や情報を示してほしいという要求に 対して、全く答えようとする姿勢がありませんでした。数値を示すと何か都合が悪いことでもあるの でしょうか? そのように勘ぐらざるを得ません。これで、大幅な賃金カットを納得しろ、というの でしょうか?

上記のように月数万円という大幅な給与減額、そして数百万という退職金減額は、明白かつ重大な不利益変更です。それにも関わらず、学長はそれぞれ問題で団体交渉を1回開いただけです。そして、今回も、団体交渉要求そのものには回答すらしないというものでした(「拒否」と解釈しました)。この対応は明らかに、労働組合法で禁じられている不当労働行為(団体交渉拒否)に当たります。今後、職員組合は、こうした違法状態を解消するために、県労働委員会への申し立てに向けて動き出したいと思います。

# <学長からの回答>

. 平成25年4月22日

# 給与及び退職手当減額に関する回答

# (職員組合平成25年3月26日付文書要求事項)

(1) 平成24年度に減額した給与を職員に返還すること。また、平成25年度の 給与減額支給措置を行わない、あるいは可能な限り減額率を緩和すること。 平成24年度に減額した給与総額および平成25年度に減額する給与の見込 額、減額支給措置に伴って減額した掛金・保険金等の事業者負担の細目、運営 費交付金減額の算出根拠を詳細に提示すること。

### (回答)

国立大学法人職員の給与については、国立大学法人法第35条の規定に基づき準用される独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、「社会一般の情勢に適合したもの」と定められている。

本学においても独法通則法の準用規定の趣旨に鑑みるとともに、必要な措置を講ずるよう要請する閣議決定や運営費交付金等により人件費が賄われている独立行政法人等については、国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額を算定し、運営費交付金から削減するとの閣僚からの要請も踏まえ、国家公務員に準じて職務の級毎に削減率を適用して実施した。

平成24年度は、国家公務員に準じて削減された積算額が、運営費交付金の削減額となり、平成25年度についても現在国会審議中であるが、同様に削減される予定である。

(2) 退職手当の調整率を引き下げ前の率に戻す、あるいは可能な限り引き下げ幅 を緩和すること。大学独自に退職手当の調整率を設定できないとする具体的な 財源的根拠や検討過程を示すこと。

#### (回答)

本学職員の退職手当については、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請する閣議決定や国立大学法人法第35条の規定に基づき準用される独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、「社会一般の情勢に適合したもの」と定められていることを踏まえており、人事院調査に基づく官民格差の是正についても国民の理解が得られることから実施したところである。

このため、退職手当の調整率の引き下げ前の率に戻す、あるいは引き下げ率の緩和や大学独自の調整率の設定については予定をしていない。

(3) 給与および退職手当減額に対する代償措置について講ずること。

# (回答)

上記(1)、(2)の回答に基づき、代償措置についての予定はない。 しかしながら、本学においては、充実した教育研究活動が推進されるようできる 限りの環境改善に引き続き努力していきたいと考えている。